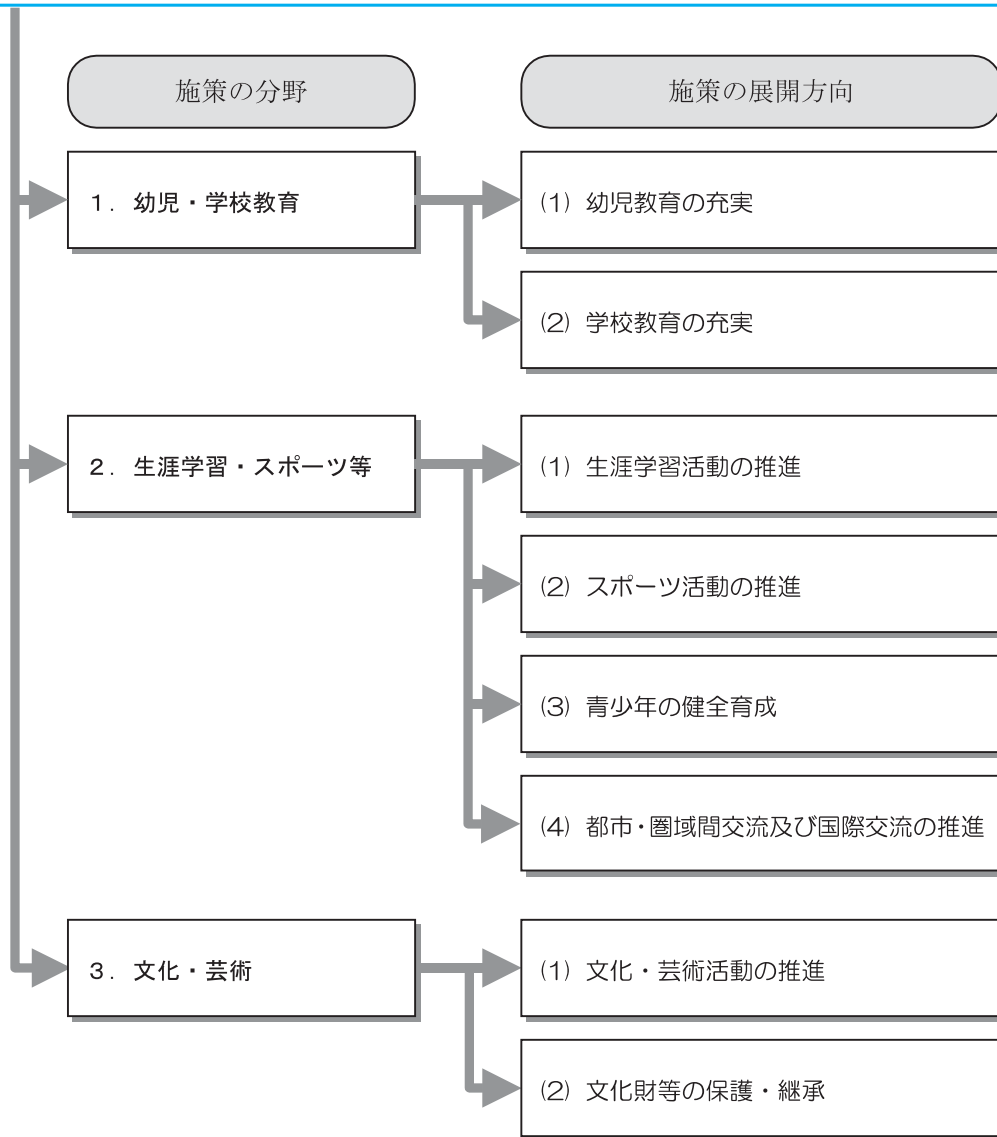


第5節

豊かな心と個性を育むふれあいまちづくり



1. 幼児・学校教育

● 現況・課題

幼児期は、生涯の人間形成の基盤が培われる時期であり、遊びを中心とした集団生活の中で、豊かな人間性の基礎を育みながら基本的な生活習慣を身につけることが重要であると言われていきます。特に、幼児期にふさわしい活動を充実させるための工夫や保育機能の拡充を図るなど、保育環境の整備が重要です。

そこで、自然体験や生活体験などの実体験に裏付けされた興味・関心の芽生えの形成や基本的な生活習慣の育成を図るなど、特色ある教育を実践しています。

また、幼児教育の重要性と子育て支援の両面から幼稚園や保育所（園）では、小・中学校との連携が必要であると考え、本市においても一部で幼保一体化や小学校との連携を進めています。

小・中学校においては、変動する社会でたくましく生き抜く基礎的な資質や能力の育成を目指し、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、更に、たくましく生きるための「健康や体力」などの「生きる力」の育成に努めてきました。

また、スクールカウンセラーや心の教育相談員を配置し、不登校児童生徒の減少や各関係機関と連携しながら、教職員の質の向上を図っています。

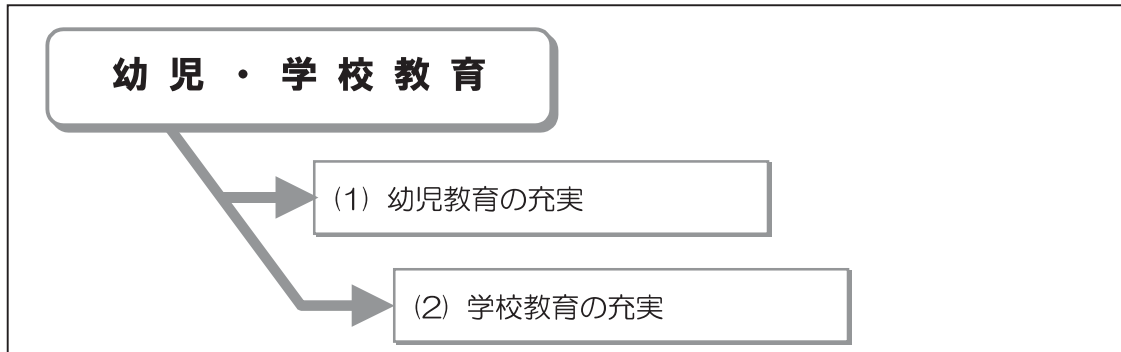
しかし、これらの更なる推進は、開かれた学校・幼稚園・保育所（園）づくりが基盤となるため、家庭や地域の願いを考慮しながら長期的な視野に立った教育の実践が必要です。このため、家庭や地域と幼・小・中学校の連携のもと教育内容や施設の充実に努めるとともに、幼稚園と保育所（園）との連携の強化についても検討を進めるなど、時代の要請に対応した質の高い幼児・学校教育を推進していきます。

また、校舎の老朽化や児童・生徒の減少に対応した学校施設の適正配置、学習指導面での教材等の整備など、市内の各学校の学習環境に格差が生じており、その是正も課題となっています。



● 施策の体系

『ふれあいのまちづくり』を推進していく上で、幼児・学校教育については、「幼児教育の充実」と「学校教育の充実」の2つの視点から、総合的かつ計画的な施策を展開していきます。



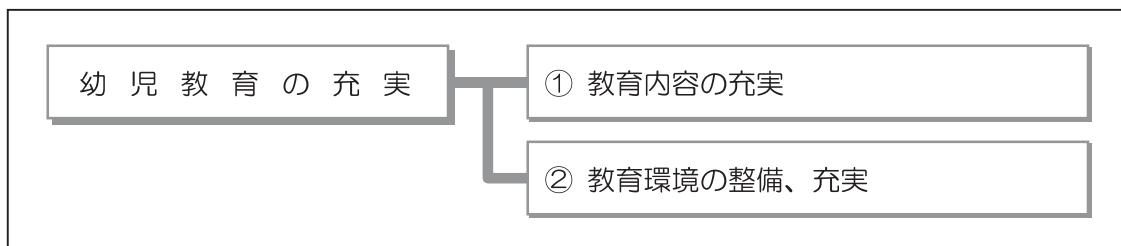
● 施策の展開方向

(1) 幼児教育の充実

【施策の方針】

生涯にわたる豊かな人間性の基礎を育むため、家庭や地域、保育所（園）と幼稚園、小学校が有機的に連携しながら役割分担を図り、心のふれあいを基本とした、「生きる力」の基礎を養う教育体制と環境の充実に努めます。

【主な施策等】



① 教育内容の充実

- * 豊かな心の育成を目指し、自然体験、生活体験などの実体験を通じた教育を充実します。
- * 心のふれあいを重視し、思いやりの気持ちを養うため、地域や家庭との連携の場を構築します。
- * 教職員の研修を充実させ指導力等の向上を図るとともに、一人ひとりの個性に応じた指導の充実に努めます。

②教育環境の整備、充実

- * 幼児教育施設の適正な配置や維持管理など、施設、設備の充実を図り、安全な教育環境の整備に努めます。
- * 保護者の多様な就労形態やライフスタイルの多様化を踏まえて、預かり保育等の多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。
- * 保育所（園）の特性や地域の実情を踏まえながら、幼保や小・中学校との連携強化と適正な役割分担に基づく教育を推進します。

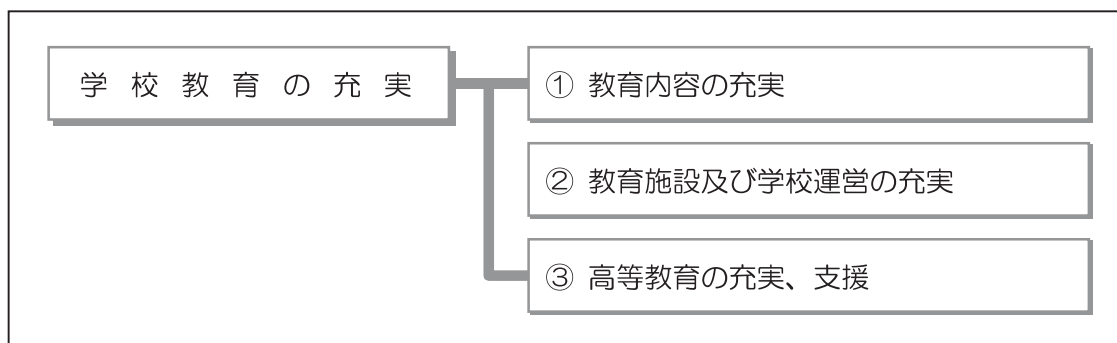


(2)学校教育の充実

【施策の方針】

21世紀を担う子どもたちの「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康や体力」を育み、子どもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育に取り組むとともに、安心して活動できる学校を目指し、地域と連携した安全対策に努めます。

【主な施策等】



①教育内容の充実

- * 児童・生徒の学力向上を図るため、市全体で標準学力検査を実施し、個に応じた指導を充実するとともに、基礎学力の定着に努めます。
- * 小・中連携教育を推進するとともに、小学校からの英語活動や情報教育等の教育内容の充実を図ります。
- * 教職員の指導力の向上を図るため、教育研究所を中心とした研修内容の充実に努めます。
- * 環境教育を推進するとともに、豊かでたくましい心を育み、広い視野を持つことができるよう、農林業体験やボランティア活動等様々な体験学習を取り入れます。
- * 心身に障害のある児童・生徒の教育環境を整えるとともに、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥、多動性障害）、さらに広汎性発達障害などの軽度の発達障害を持つ児童・生徒の特別支援教育の充実に努めます。
- * 学校生活において、児童・生徒が安全で安心して学べるよう防災訓練や不審者対策等を地域と連携しながら、安全対策を図ります。

②教育施設及び学校運営の充実

- * 市内全域にわたって良好な教育環境を実現するため、適正な児童・生徒数の確保による学校教育施設の適正配置を図ります。
- * 危険校舎や耐震基準を満たしていない施設については、耐震補強や大規模改造等を計画的に実施するほか、学校の校内LAN化を進めます。
- * 学校評議員制度の導入や地域との連携による不登校対策を含めた生徒指導の強化の充実に努めます。

③高等教育の充実、支援

- *質の高い有用な人材を確保し、産業の振興や地域の発展を図っていくために、専門学校や大学等の高等教育機関の誘致を検討するとともに、高等学校における地域のニーズに応じた学科の新設・再編等高等教育の多様化への対応を要請していきます。
- *教育を受ける機会を広げるため、民間による奨学金制度の創設などを生かし、一層の活用を促進します。



2. 生涯学習・スポーツ等

● 現況・課題

本市では、すべての市民に学習活動の機会が与えられるよう、公民館等を中心に青少年・女性・高齢者等のライフステージごとに多様な講座等を開設しています。

しかし、自分たちのライフスタイルに合う「生涯学習」への関心は高まっているものの、人口減少や学習ニーズの多様化により各種講座等の参加者が減少してきており、事務事業の一元化を図るなど、生涯学習推進計画に沿った事業を展開していく必要があります。

スポーツは、私たち人間の「心」と「体」の健全な発達を促し、特に青少年期においては心身の健全な発達も期待されます。本市では、市民がボランティアとして地域のスポーツ活動を支え、様々な施策や事業に取り組んできていますが、このような市民の主体的なスポーツ活動の現状や新たなニーズに的確に対応した市民スポーツを振興するための総合的な仕組みづくりが求められています。

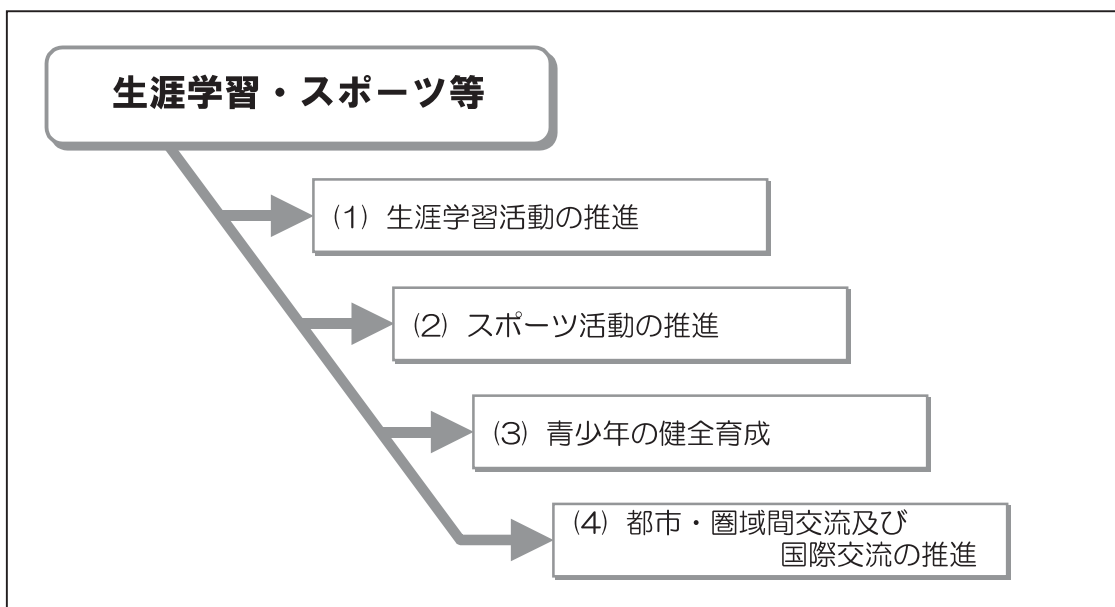
青少年は、本市の次代を担う大切な年代ですが、少子化、核家族化、情報化等により人とのふれあう機会が少なくなってきており、社会生活上のルール等の認識が希薄になる傾向にあります。そのため、青少年の健全な育成には、関係機関等の連携や市民活動への支援等、地域社会全体で取り組んでいく環境づくりが必要になっています。

国内外を問わず、国際交流や姉妹都市交流等が盛んに行われるようになってきていますが、今後のグローバル化に対応するため、国際交流の推進とそれに伴う都市基盤整備や地域間交流の展開による協力関係の維持、強化に努めていくが大切です。



● 施策の体系

『ふれあいのまちづくり』を推進していく上で、生涯学習・スポーツ等については、「生涯学習活動の推進」、「スポーツ活動の推進」、「青少年の健全育成」及び「都市・圏域間交流及び国際交流の推進」の4つの視点から、総合的かつ計画的な施策を展開していきます。



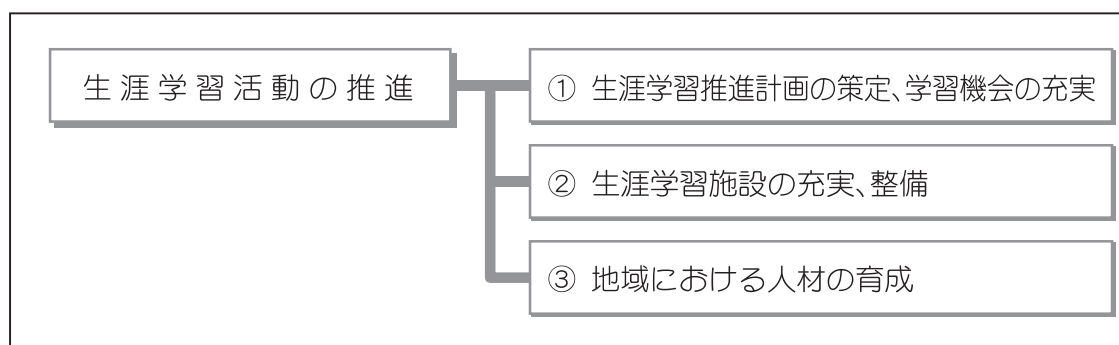
● 施策の展開方向

(1)生涯学習活動の推進

【施策の方針】

市民だれもが、生涯の各時期にわたって多様な学習機会を選択して学ぶことができ、その学習効果が地域社会に貢献でき生かされるよう、人と人のつながりを基本に、関連施設の整備や活用を工夫しながら、市民が学習しやすい環境・体制の整備を推進します。

【主な施策等】



①生涯学習推進計画の策定、学習機会の充実

- * 登米市生涯学習推進計画を策定するとともに、推進体制の充実を図ります。
- * 地域の公民館施設等を拠点に各種教室・講演会・研修会等を開催し、市民の学習意欲に応える機会の充実を図ります。
- * 市民の要望に即応した、市民総参加の学習事業を推進します。
- * 生涯学習に関する学習の仕方や学習機会等の情報を的確に広報します。

②生涯学習施設の充実、整備

- * 登米祝祭劇場を中心とした図書館機能等を有する複合型生涯学習施設の整備を検討します。
- * 指定管理者制度の活用を含め、市民ニーズにあった生涯学習機能の整備、充実を図ります。

③地域における人材の育成

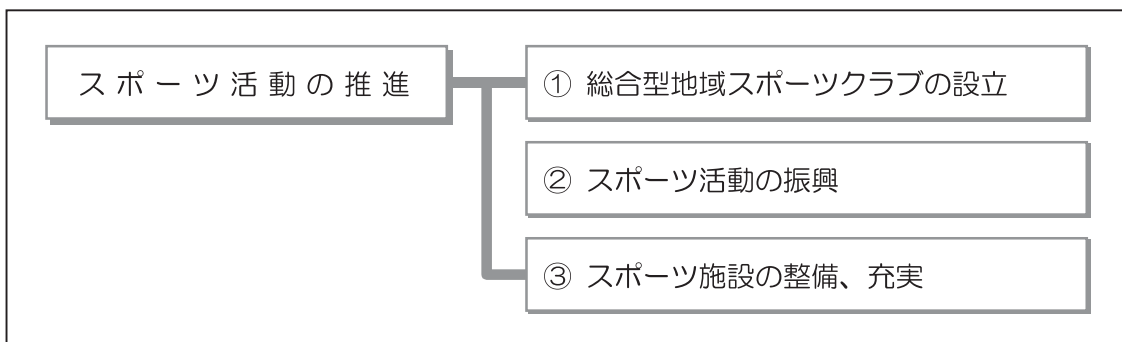
- * 地域の人材を各方面の指導者として積極的に登用し、まちづくりの骨格となる人材の育成に努めます。

(2)スポーツ活動の推進

【施策の方針】

スポーツを通じた心身の健康増進とコミュニティづくり、人づくりの推進に向けてスポーツ施設の充実と適切な管理のもと、市民だれもが気軽にスポーツを楽しめる環境、体制の整備を図ります。

【主な施策等】



①総合型地域スポーツクラブの設立

- * 日常生活の中で、いつでも、どこでも、だれでも気軽にスポーツを楽しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブ^{※31}の設立を積極的に支援します。
- * クラブマネージャーやインストラクターの養成を積極的に行います。

②スポーツ活動の振興

- * スポーツ振興法に基づく登米市スポーツ振興計画を策定し、総合的なスポーツ振興を図ります。
- * 一人ひとりの年齢や目的、興味、レベルに合わせてスポーツができるよう、地域スポーツクラブの指導者育成を支援します
- * 各種スポーツ団体の育成支援や情報提供の充実を図るとともに、各種スポーツイベントの開催による活発な競技スポーツを推進します。
- * 学校部活動との連携を図りながら、スポーツ活動プログラムを策定します。
- * 「支えるスポーツ」を支援するため、スポーツボランティアを育成します。

③スポーツ施設の整備、充実

- * 市民が安全で快適にスポーツを楽しめるよう、既存施設の適切な管理を推進し、総合運動公園・公認陸上競技場等の整備を図ります。
- * 生涯スポーツという観点から市内の公共スポーツ施設の充実を図ります。

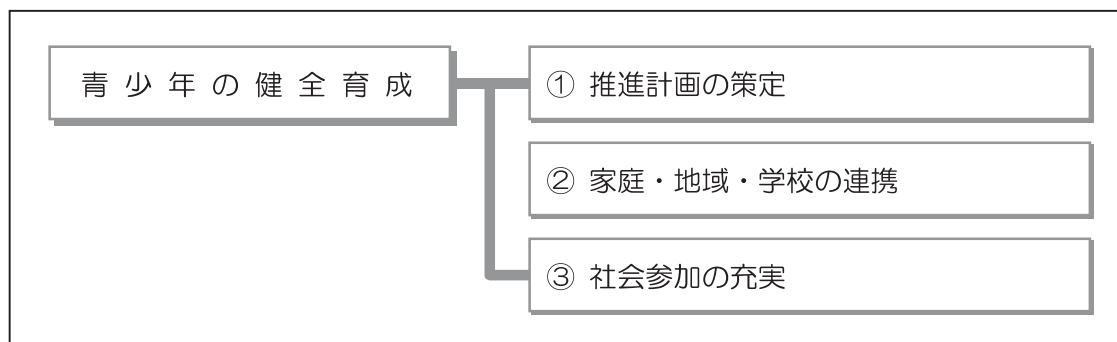
※31 地域住民が主体的に運営するスポーツクラブであり、多様な興味・関心、様々な技術レベルを持つ人々が、世代を越えて集まり、いろいろなスポーツを楽しむことができるクラブのこと

(3) 青少年の健全育成

【施策の方針】

家庭、地域、学校の連携のもと、地域社会で活動する機会の拡大を図りながら、地域ぐるみで青少年の「心の教育」に取り組むとともに、「豊かな人間性の創造」を育む環境づくりを推進します。

【主な施策等】



① 推進計画の策定

* 青少年の育成に向けて、行政・学校・地域などの責任と役割を明確にし、今後の活動の指針となる（仮称）青少年健全育成プランを策定します。

② 家庭・地域・学校の連携

* 家庭、地域、学校等の連携による相談体制や情報の提供等による補導体制を構築し、青少年の健全育成を図ります。
* 地域と青少年とが一体となる事業を促進し、青少年と地域住民がふれあう機会を拡充します。

③ 社会参加の充実

* 地域活動やボランティアなど、児童・生徒が地域社会で活動する機会を拡大し、社会の一員であることの自覚を高めていきます。
* 年代を超えた関わりを持つことにより、青少年の豊かな人間性の創造を目指します。
* 青少年の活動の場として、文化施設・体育施設・公民館・図書館等の有効活用を図りながら、青少年組織の育成を支援します。
* ニート^{※32}、引きこもり青少年の社会参加の支援事業を推進します。

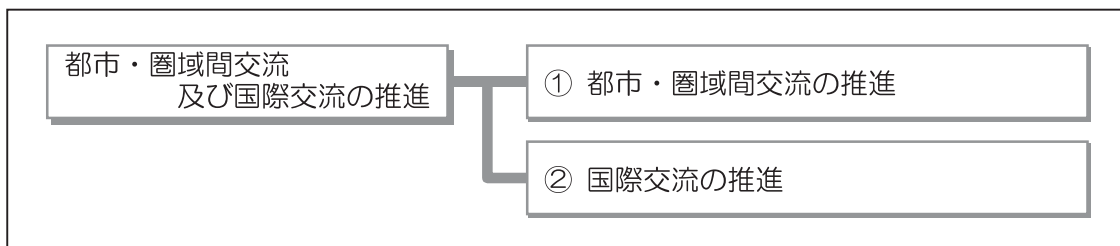
※32 就業、求職活動、就学、職業訓練のいずれもしていない人

(4)都市・圏域間交流及び国際交流の推進

【施策の方針】

豊かな自然環境や歴史的建造物、文化財、農産物や加工品の特産品等、様々な資源を有し、人情あふれる人々が暮らす魅力ある地域の中で、文化やスポーツ面等における市内外との交流を促進し、広い視野を持った人材の育成と個性的な地域づくりを推進します。

【主な施策等】



①都市・圏域間交流の推進

- * 地域の文化・スポーツを生かした都市・圏域間の交流イベントを開催します。
- * 友好都市間の人的・物的交流事業を推進し、互いの文化・スポーツの交流と人材派遣事業を図ります。
- * 交流都市・圏域が一体となって全国に向けて提案できる事業を展開します。

②国際交流の推進

- * 国際交流推進計画を策定するとともに、具体の事業を推進する国際交流協会等の交流団体の活動への支援を行います。
- * 語学研修等の事業や在住外国人との交流、異文化セミナー等の国際交流事業を推進し、市民の国際感覚の醸成を図ります。
- * 市内に居住する外国人や観光で訪れる外国人にやさしいハード・ソフト両面での環境づくりを推進します。
- * 郷土出身の海外在住者とのネットワークを推進し、海外情報の収集と公開を図ります。



3. 文化・芸術

● 現況・課題

文化・芸術は、先人の遺した文化を継承し、ふれあいながら、市民一人ひとりが「豊かな感性と情操を培い、うるおいとやすらぎのある生活の実現」を目指し、充実した暮らしを送る上で大きな役割を担っています。

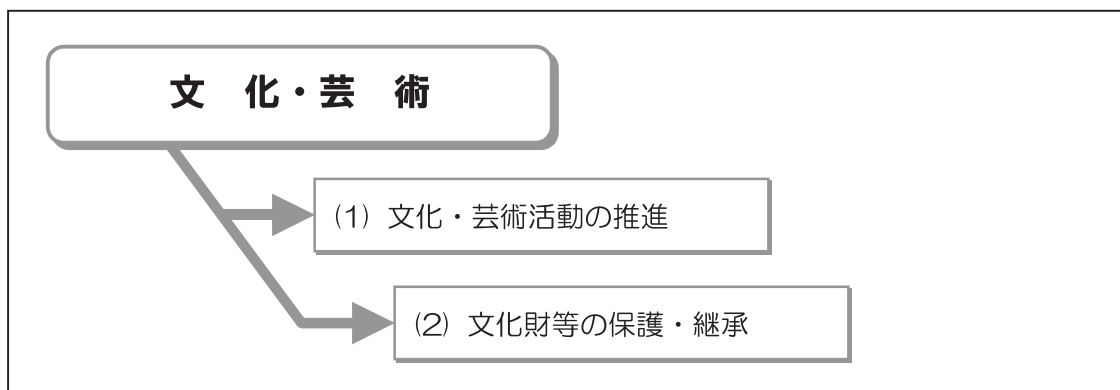
文化活動は、公民館等の教室や講座を中心に活動が行われており、登米祝祭劇場では財団法人登米文化振興財団が質の高い音楽や市民参加型イベントを提供しているとともに、新たに「登米市文化協会」が設立されるなど、新しい文化・芸術の創造に向かえる環境を整えつつありますが、市全体として活力ある文化活動には至っていません。

また、本市には国、県、市指定文化財が234件、埋蔵文化財包蔵地として区域設定された区域が237件指定されており、先人の遺した貴重な遺産である文化財を保護し、後世に遺し伝えていく責務があります。このような、文化財の保護とともに積極的な活用により、全市的な観点から取り組むべき主要な施策をまとめ、登米市における文化財保護のための総合的な仕組みづくりが必要となっています。

芸術については、一部の市民により質の高い芸術活動が行われていますが、より多くの市民が芸術に親しみ人生を豊かにする芸術活動を展開するため、人的、物的環境の整備が期待されています。

● 施策の体系

『ふれあいのまちづくり』を推進していく上で、文化・芸術については、「文化・芸術活動の推進」と「文化財等の保護・継承」の2つの視点から、総合的かつ計画的な施策を展開していきます。



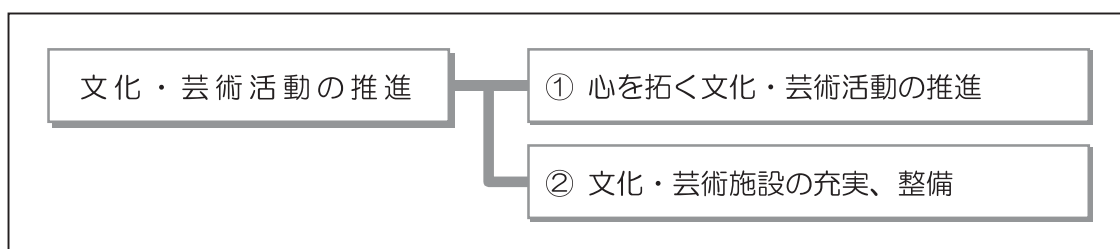
● 施策の展開方向

(1)文化・芸術活動の推進

【施策の方針】

文化活動発表の場や質の高い文化芸術鑑賞の機会の充実を図るなど、地域の特性を生かしながら、市民自らが文化の創造に参加できる環境づくりを推進するとともに、それぞれの文化活動分野におけるネットワークづくりを支援し、市内外の人々の文化交流を促進します。

【主な施策等】



①心を拓く文化・芸術活動の推進

- *内外の質の高い文化・芸術の鑑賞機会の充実を図るとともに、市民や各種団体の文化活動支援と発表の場・機会を確保・創出していきます。
- *地元出身の芸術家、文化人等との知のネットワークづくりを支援し、海外、国内、周辺都市、世代間等の幅広い文化交流を促進します。
- *石ノ森章太郎ふるさと記念館を情報発信基地として、多くの漫画家を輩出している登米市の風土と漫画文化の発信を行います。
- *幼児期、義務教育期に文化芸術に接する機会を持ち、文化芸術に親しむ萌芽を育みます。

②文化・芸術施設の充実、整備

- *既存施設の有効活用や文化会館、博物館等新たな文化・芸術施設の整備を進めます。
- *文化芸術発表の舞台裏を支えるNPO・ボランティアスタッフ等の育成を支援し、文化・芸術を拡大する推進体制の構築を促進します。
- *視聴覚センター所蔵の文化・芸術等に関する資料整備と貸出業務を充実します。

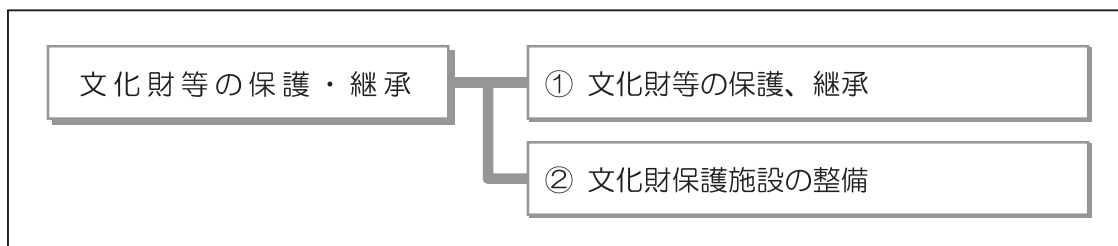


(2)文化財等の保護・継承

【施策の方針】

地域にある貴重な文化財や地域に伝わる伝統芸能等について、市民の共有財産として、市民の関心と理解、愛護意識の高揚を図りながら、引き続き保護・継承していくとともに、全国に向けてPRし、観光振興の面でも積極的に活用します。

【主な施策等】



①文化財等の保護、継承

- * 文化財や地域に伝わる伝統芸能、祭り、季節の行事について、市民の関心と理解、愛護意識の高揚を図ります。
- * 学校や地域における学習・体験機会を充実しながら、歴史ある建造物等文化財の保護・保存を図ります。
- * 無形民俗文化財、伝統芸能及び祭り等伝統芸能活動の継承と後継者育成について、地域全体での取組を支援します。
- * 登米市の文化財や伝統芸能等を全国に向けて情報発信し、地域の特有の観光資源として活用します。

②文化財保護施設の整備

- * 歴史資料館の整備等により、ふるさとの歴史・文化・風土の保護・継承を図るとともに、美しい街並みの保存や駐車場の整備等文化財周辺的环境整備を進めます。

